

(案)

技術的助言 要旨

都内各特定行政庁 あて

- これまでも、条例第 14 条の適用に係る基本的な考え方を示してきた
- 平成 27 年に創設された地域型保育事業は、低年齢の児童のみを対象
- 迅速な整備を図るために、既存建物を利用して展開することも想定
- このため、施設の利用実態等を踏まえて条例の迅速かつ適切な運用を図るよう、下記のとおり技術的助言を行う。

記

- 保育所については、児童の体格を考慮すれば人的介助により対応が可能なことなど、基準を満たさなくても円滑に利用できる場合もあることから、施設の利用実態に応じて迅速かつ適切に条例第 14 条の適用を行うこと。
- 特に、対象年齢が 0 から 2 歳までの保育所は、児童が自立して車いすや上下階の移動、トイレでの洗浄等を行うことが見込まれないことから、基準を満たさなくても人的介助で円滑に利用できると認められることに留意されたい。
- 施設利用者の特性等の確認が必要な場合は、福祉部署と連携して対応すること。